

6 監 第 1 3 1 号

6 建 企 第 2 4 3 号

令和7年1月15日

各 位

長 崎 県 土 木 部 監 理 課 長

長 崎 県 土 木 部 建 設 企 画 課 長

県内業者の営業所の取り扱いについて

このことについて、平成18年度から発注管内に主たる営業所を有する業者（以下「管内業者」という。）の入札参加機会の拡大に配慮し、制限付き一般競争入札等では、管内業者の少ない管内を除き管内業者のみを対象とし、県内業者で入札参加資格者名簿に登録された委任営業所（以下「受任営業所」という。）を対象としないようにしているところです。

しかしながら、受任営業所を開設しているものの中には、受任営業所管内地域での長期間の営業活動実績や県工事の受注実績があり、一定の雇用も確保しているなど、管内業者と同程度以上の能力を有しているものがあります。

このため、下記の要件を満たす受任営業所（以下「特認営業所」という。）については、地域に貢献していることが認められるため、当分の間、制限付き一般競争入札、指名競争入札における地域要件を満たすものとして取り扱うこととしますので、該当する業者への指導方ご協力をよろしくお願い致します。

なお、平成30年度から導入しております特認営業所の2段階区分（従来どおりの要件を満たすものを「特認B」、地元への密着度や貢献度が一層高い要件を満たし、管内業者により近い参加資格や評価を付与する「特認A」）は令和7年度においても継続いたします。

記

1. 申請者の区分、条件(資格)、必要書類、申請時期

(1) 申請者の区分

令和7年度においても、特認営業所を2段階に区分し、従来どおりの要件を

満たすものを「特認B」、更なる地域への密着度や貢献度に着目したより高い要件を満たすものを「特認A」とする。

(2) 申請者の条件（資格）

申請書の提出期限日時点（期限日を含む。）で、次の条件を全て満たすこと。

特認Bは次のアからエの全ての要件を満たすものとする。

ア 令和6年4月1日時点で、営業所（主たる営業所を除く。）開設後、継続して10年以上を経過していること。

なお、少なくとも令和元年度以降は、継続して入札参加者名簿に登載された受任営業所であること。

さらに、商号又は名称を変更した場合や長崎県建設工事入札参加者格付要綱第8条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の入札参加者名簿に登載された営業所を受任営業所とした場合は、継続しているものとみなす。

イ 令和元年度以降に当該営業所が存する管内において、県が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績（随意契約は除く。）があること。

ウ 当該営業所に、20名以上が常時勤務（直近3ヶ月以上は、月に17日以上勤務実績があること。なお、勤務実績の定義については、次の（3）のとおりとする。）し、うち10名以上は当該営業所が存する管内に在住していること。

なお、直近6ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

エ 当該営業所に、建設業法第15条第2号イ及び第26条第4項の両方を満たす技術者（業種は、土木工事業に限る。）が5名以上勤務していること。

特認Aは、上記のア～エに加え、以下の要件を満たすものとする。

オ 上記アの要件である開設後の継続期間が50年以上を経過していること。

カ 上記ウの要件にある10名以上の当該営業所が存する管内在住者のうち、5名以上は、当該管内在住期間が18年以上であること。ただし、長崎県離島留学制度を活用して管内に在住した者にあつては、その留学期間を含めて3年以上をもって上記の管内在住期間とする。

キ 上記エの要件を満たす5名の監理技術者となり得る技術者配置に加え、県発注工事に関し、専ら当該管内の工事に従事する一級（土木）の技術者を5

名配置すること。(エの条件を満たす5名の監理技術者との重複は可とする)
ク 当該営業所が入居している社屋、及び土地について、申請者自らが所有していること。

ケ 当該営業所が、当該管内の建設業協会に所属し、各振興局と各建設業協会支部との間で締結された災害支援協定のもとで、協定に基づく活動の備えがあること。

(3) 当該営業所従業員の資格条件(月に17日以上勤務実績があること)の定義

ア 下記の期間については出勤した(出勤と見なせる定義)ものとして取り扱う。

①年次有給休暇を取得した期間

②産前産後の休業(休暇)期間

③育児・介護休業法に基づく育児休業(休暇)及び介護休業(休暇)した期間

④業務上の負傷又は疾病により療養のために休業(休暇)した期間

⑤療養休暇、生理休暇、子の看護休暇

⑥振替休日、代休

⑦夏季休暇、お盆休み、年末年始休暇(就業規則で休日と定めている土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く)

⑧病気休暇(直近1年のうち、同一疾病による通算180日以内)

⑨インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症による休暇(出勤停止)

⑩忌引休暇ほか、就業規則に定めている特別休暇

⑪業務で必要な講習会・研修、資格試験、資格・免許更新に係る手続き用務

⑫申請営業所地区以外(県外も含む)での応援業務

※勤怠管理する必要がない役員については、この限りではない。

※人事異動により、当該営業所に配属となって3ヶ月に満たない場合は、各月毎に17日以上勤務実績があること。

イ 下記の期間については出勤と認めない。

①無断欠勤

②退職※1

③会社側の責による休業

④180日を超える病気休暇等、復帰の見込みがない場合

- ※1 休職：・業務外での疾病等、主に労働者側の個人的事情により相当長期間にわたり就労を期待し得ない場合に、労働者としての身分を保有したまま一定期間就労義務を免除する特別な扱いをいう。(厚生労働省「モデル就業規則」を準用)
- ・また、公職への就任や刑事事件で起訴された場合等で、休職させることが適当と認められるとき。(同)
- ・180日を超える病気休暇は「休職」と見なす。

(4) 申請に必要な書類

下記2.の工事に参加を希望するものは、次のアからエまでの全ての書類を2部(1部は複写可能)提出すること。

ア 申請書

申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し作成する。(押印は不要)

イ 当該営業所の営業活動を証する書類

(ア) 当該営業所の開設時期を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類

(イ) 当該営業所の写真

(ウ) 当該営業所の稼働実態確認資料(新規で申請するもののみ提出)

・資料提出月の前月より3ヶ月分の営業所の電気及び水道の使用状況を確認できる資料(検針票、使用量のお知らせ又は請求書等の写し)

ウ 当該営業所の長崎県発注工事に係る元請け受注実績を証する書類

元請け工事の契約書の写し及び工事完成確認書の写し(土木一式工事が確認できること)。ただし、CORINSに登録されている場合は、CORINSの写しても可とする。

エ 当該営業所の従業員、地元(県民)雇用を証する書類

(ア) 従業員の一覧表(様式第2号。任意様式も可とする。)(20名分)

(イ) 従業員の一覧表(勤務実績確認)(様式第2号の2)(20名分)

(ウ) 住民票の写し(管内在住者10名分)

(エ) 市町が作成する住民税特別徴収税額通知書又は同等の書類(いずれも写し可で、6ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの)(20名分)

(オ) 特認Aにあっては、管内在住者のうちでさらに、18年以上(長崎県離島留学制度の活用をしたものにあつては3年以上)の在住を証明す

る戸籍の付票又は同等の書類（管内在住者5名分）

なお、(2) エに該当する技術者は、上記(ア)～(オ)に加え、以下の書類を提出すること。(5名分)

(カ) 土木工事業に係る国家資格者の資格者証の写し

(キ) 土木工事業に係る監理技術者資格者証の写し

(5) 申請の時期

令和7年1月15日(水)から2月7日(金)までの期間

ただし、土日祝日を除く開庁日の10時から16時

(6) 審査の期間

令和7年2月中旬(申請書提出後)から3月上旬の予定

なお、審査のため任意の日時に立ち入り調査を実施します。

2. 入札参加対象業者として認める場合の工事の範囲

特認Bについては、原則、次の全ての条件に該当する工事

(1) 対象とする入札方式

一般競争入札、指名競争入札による工事

(2) 対象工事の種類

土木一式工事

(3) 対象とする工事の金額

設計金額1億円～3億円(本土地区)

設計金額4,500万円～3億円(離島地区)

(4) 対象とする工事の発注期間

令和7年度に入札公告、指名通知を行う工事

(5) 対象とする工事の場所

受任営業所が存在する各振興局の管内地域

特認Aについては、上記(1)～(5)の条件に該当する工事に加えて、(3)の本土地区の対象とする工事の金額に5千万円以上のものを加える。

※離島地区においての特認AとBに差はない。

3. 総合評価落札方式における入札参加者の評価について

- (1) 特認A、Bともに、1億円以上の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。
- (2) 特認Aについては、1億円未満の総合評価落札方式による入札において、加算点を付与するものとする。

4. 申請書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

(1) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）

(2) 提出先及び問い合わせ先

各発注機関の建設部建設管理課

5. 入札参加承認申請を行なった者に対する通知等について

申請された内容を審査後、入札参加対象業者としての承認の可否については、審査した発注機関より文書により通知する。

6. 承認後、条件を満たさなくなった者の取り扱いについて

申請書の提出期限日に限らず、申請時の条件を満たすこと。承認（適用日）後、条件を満たさなくなった場合は、管内発注機関にその旨を届け出ること。

管内発注機関は、届出により、条件を満たさないことを確認した場合は、文書により通知を行うものとするが、当該営業所は、条件を満たさなくなった日以降の落札決定者にはなり得ないものとする。

※上記にある承認後、条件を満たさなくなった場合に加え、承認の要件に係わるような変更が生じた場合（例えば、特認Aの要件を欠くことによる特認Bへの格下げ等）には、様式第1号の2により、遅滞なく届出を行うこと。ただし、年度途中での特認営業所の承認、特認Bから特認Aへの格上げは行わない。

7. 虚偽の申請及び6の届出を行わなかったことが判明した者の取り扱いについて

虚偽記載又は虚偽記載とみなして指名停止措置を講ずるものとする。（虚偽の申請等があった場合、内容に応じ1か月から6か月の範囲で指名停止措置を講じる場合があります。申請または変更申請の内容は十分確認願います。）